

新型コロナウイルスに関する情報について

当館で収集した新型コロナウイルス感染拡大にともなうグアム島での影響に関する情報は以下のとおりです。

※以下の各項目については、新たな情報を入手次第、随時更新していきます。

1. グアム島内における新型コロナウイルスの感染症確定例（更新）

6月1日午後8時半現在、グアム政府発表によるグアム島内での新型コロナウイルス感染者の累計数は175名となっています。なお6月1日午後8時半現在、グアム政府によるリカバリープランに基づく、緩和段階は「PCOR2」となっています。

<内訳>

- ・治療又は隔離中の感染者25名
- ・隔離療養の解除又は治癒した感染者145名
- ・亡くなった感染者5名

新型コロナウイルスに関するグアム政府の報道発表は以下のグアム政府機関ホームページでご確認いただけます。

<https://www.ghs.guam.gov/coronavirus-covid-19>

<http://dphss.guam.gov/covid-19/>

グアム政府発表による新型コロナウイルスの感染者数の伸び率は鈍化しておりますが、短期渡航者及び在留邦人の皆様におかれましては、未だ感染のリスクが身近に存在していることを念頭に置き、引き続き感染防止のための行動を取っていただきますようお願い致します。

グアム保健局が作成した「PCOR2」下における経済活動の再開に関するガイダンスについては、下記URL先（保健局HP）に掲載されております。

<http://dphss.guam.gov/covid-19-jic-releases-executive-orders/>

2. 公衆衛生緊急事態の期間延長と「PCOR2」下での新たな規制緩和措置について（新規）

5月28日夕方、グアム政府は現在発令されている「公衆衛生緊急事態」を6月29日まで延長することと現在の「PCOR2」下での新たな規制緩和措置を追加することを定めた知事命令（Executive Order 2020-16）とグアム保健局作成のガイダンスメモ（2020-09と10）を発表しました。

本知事命令及びガイダンスメモの概要は以下のとおりです。

- （1）公衆衛生緊急事態を6月29日まで延長
- （2）6月1日より、全てのグアム政府行政機関が再開

※以下（3）から（8）の規制緩和措置は5月29日午前8時から有効となっています。

- （3）25人以下の集会、寄り合い又は人が集まる行為の許可
- （4）公園とビーチの一般開放

- (5) レストラン等の飲食店での店内飲食の営業許可
- (6) 教会等の礼拝所の再開許可
- (7) 他人と接触しないエクササイズレッスン（ダンス、ヨガやクロスフィット等）営業許可
- (8) 非営利団体の活動再開許可

なお、依然として、ソーシャルディスタンス（人の距離を2メートル保つ社会的距離）の確保等の感染防止対策が求められているほか、上記の活動については、感染防止ために制約（施設収容率の制限等）を設けることや、一部規制が解除されない形態や業種又は活動が定められています。上記規制緩和措置に関するガイダンスメモについては下記URLよりご確認ください。

<http://dphss.guam.gov/wp-content/uploads/2020/05/DPHSS-GUIDANCE-MEMO-2020-09.pdf>

<http://dphss.guam.gov/wp-content/uploads/2020/05/DPHSS-Guidance-Memo-2020-10.pdf>

知事命令の原文は以下のURLからご確認ください。

<http://dphss.guam.gov/covid-19-jic-releases-executive-orders/>

なお、現在も「学校（未就園児から12年生までの全ての公私立学校）の閉鎖」、「グアム入国後の行動制限（隔離措置。以下8. 参照）」については、依然継続されています。

3. グアム政府による給付金や休業・失業補償について

グアム政府の労働局は、新型コロナウイルスの感染拡大による影響により発生した事業の休業や従業員の解雇（失業）に関して、事業主や個人に対する経済的な支援（補償）を行うための手続きを進めています。5月15日夕方、知事は知事命令（Executive Order 2020-15）に署名し、グアム政府が支給する給付金（災害救援金：Disaster Relief Program）の申請期間を6月12日まで延長すると発表しました。

申請方法は、保健局が指定する申請書に記載・署名後、申請書をメールで保健局に送付するか、マンガラオ村にある保健局の事務所内に設置されたドロップボックスに投函する方法となっています。

- ・申請書については以下のURL（保健局ホームページ）からダウンロードできるほか、島内の各メイヤーズオフィスにて受領可能です。（<http://dphss.guam.gov/>）

- ・作成後の申請書をメールにて保健局に送付する場合のアドレスは以下のとおりです。

メールアドレス：PublicAssistance@dphss.guam.gov

- ・作成後の申請書を直接提出する場合は、マンガラオ村にある「Castle Mall」の保健局の事務所内に設置されたドロップボックスに月曜～金曜の午前8時～午後5時までの間に投函することとなっています。

★災害救援金の受給資格は以下のとおりです。

- ・世帯の総月収が連邦政府の定める基準の165%以下であること。

（具体例：一人世帯1718ドル、三人世帯2933ドル、五人世帯4149ドル）

- ・世帯主が18歳以上であること。

- ・グアム島内で6か月以上の居住歴があることを証明できること。

- ・有効な身分証明書（世帯主およびその他の者全員分）を提出すること。

（例：運転免許証、またはグアム政府発行の身分証明書または旅券）

- ・各世帯員の全員のソーシャルセキュリティカードの写しを提出すること
- 給付金額は、一人当たり300ドル、1世帯上限1200ドルまでとなっています。

災害救援金に関する問い合わせ先や詳細情報については、グアム政府保健局のホームページをご確認ください。保健局ホームページ：<http://dphss.guam.gov/>

その他の給付金や失業補償、企業助成金については、グアム政府労働局や税務局、経済発展局のホームページをご参照ください。

労働局ホームページ

<https://dol.guam.gov/wp-content/uploads/GUAM-DEPARTMENT-OF-LABOR-ADVISORY5.pdf>

税務局ホームページ

<https://www.guamtax.com/>

※給付金について

https://www.guamtax.com/frontpagenotices/covid19/Economic_Impact_Payment_FAQ.pdf

経済発展局（企業助成金）

<https://www.investguam.com/smallbusiness/>

また、手続きに関する問い合わせ先は、次の通りです。

【電話】総合インフォメーションダイヤル「311」

【メール】労働局 vosemployer@dol.guam.gov

税務局 guameip@revtax.guam.gov

経済発展局 smallbusiness@investguam.com

4. グアム政府発行の自動車運転免許証の手続き再開について

5月17日、グアム政府はこれまで閉鎖していたグアム政府が発行する自動車運転免許証に関する手続きを再開すると発表しました。手続きが行える場所や時間に制限がありますので、お手続きを行う前に最新情報をご確認ください。

●手続きが行える場所

ハガツニャショッピングセンター内にある Department of Revenue & Taxation, Motor Vehicle Division の支所

●営業時間

月曜から金曜

午前7時から午前9時までは、高齢者、障害者、退役軍人からのみの受付時間

午前9時から午後4時までは予約制による一般の方の受付時間

※手続きのための予約申請はオンライン（<https://www.guamtax.com/>）にて行えます。

※新規のオンライン予約の受付は5月20日からとなります。

その他手続きに関する情報は以下のページをご参照ください。

https://www.guamtax.com/frontpagenotices/covid19/2020_DRT_COVID-19_Services_Series_Volume_3.pdf

5. グアム入国者に対する入国後の強制隔離措置のための施設の変更等について

5月24日、グアム政府、グアムへの入国者全員に実施している強制隔離措置について、新たに2つの収容施設（ホテル）を追加したと発表しました（隔離措置については以下8. をご参照ください）。

追加されたホテルを含め政府指定の強制隔離措置のための施設となるホテルは、

- ・ ホテルサンタフェ
- ・ ホテルウィンダムガーデングアム
- ・ オーシャンビューホテル
- ・ ガーデンコートホテル

※飲食・宿泊費用の負担について

グアム政府は、グアムに居住する者が強制隔離措置を受ける場合、これにかかる費用（飲食費、宿泊費）はグアム政府が負担し、非居住者が強制隔離措置を受ける場合、これにかかる費用は自己負担とするとしています。

なお、空港から隔離施設（ホテル）までの移動手段についても、グアム政府より提供されます。上記のどのホテルに滞在するかは、空港検疫官が決めます。

6. グアム政府による公衆衛生緊急事態の期間延長とリカバリープランについて

4月30日午後、グアム政府は現在発令されている「公衆衛生緊急事態」を5月30日まで延長すると発表する一方で、新型コロナウイルス感染拡大防止のため現在停止している経済社会活動について、感染状況等を見極めながら段階的に再開するための「リカバリープラン」の概要を発表しました。リカバリープランでは、感染状況、医療体制等を踏まえ、4段階（PCOR1 から PCOR4）に分けて徐々に経済社会活動を再開していくことが示されています。段階は PCOR 1 から PCOR 4 に向かって移行され、移行と同時に経済活動等の規制が緩和されていく見込みです。

開業に関する質問や問い合わせは下記の機関となっております。

● Guam Economic Development Authority

Tel: 671-647-4332

E-mail: roadtorecovery@investguam.com

Website: <http://www.investguam.com/roadtorecovery/>

● Guam Chamber of Commerce

Tel: 671-472-6311

E-mail: ccastro@guamchamber.com.gu

Website: <http://www.guamchamber.com.gu/>

● Guam Visitors Bureau

Tel: 671-646-5278

E-mail: CommunityRelations@visitguam.org

Website: <http://www.visitguam.com/>

● Guam Women's Chamber of Commerce

Tel: 671-487-7022

E-mail: connect@guamwomenschamber.com

Website: <https://www.guamwomenschamber.com/>

グアム政府発表のリカバリープランについては以下のホームページにてご確認できます。

<http://www.investguam.com/roadtorecovery/>

7. 日本ーグアム間の民間商用機（旅客便）の運行状況

5月12日、ユナイテッド航空は日本（成田）ーグアム間の運航を維持しているUA196便／197便の7月5日までの運航予定について発表しました。発表によると現在の運行スケジュールと変わらず、週3便（火曜、木曜、土曜）の運航を行う予定とのことです。

なお、運航は予告なしに変更される可能性もありますので、今後、帰国等のため上記の便への搭乗を検討されている方は、事前に航空会社へ問い合わせる等、必ず最新の情報をご確認ください。

★なお、日本政府が実施している水際対策の強化措置（入国拒否対象国・地域の指定、日本人を含む帰国者、入国者に対するPCR検査及び14日間の自主隔離要請等）は6月末日まで延長となっています。詳しくは、前のページより、「日本における新型コロナウイルスに関する水際対策強化（新たな措置）」をご参照ください。

8. グアム入国後の行動制限（隔離）措置について（更新）

3月29日、グアム政府は、グアム島内での新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月31日午前0時00分より、グアム入国後の行動制限を強化すると発表され、同措置は現在も有効となっています。また、5月28日に発令された知事命令（Executive Order 2020-16）及び5月29日にグアム保健局より発表された「ガイダンスメモ：2020-11」によって、新たな検疫措置の内容が示されました。変更後の検疫措置の概要は以下のとおりとなっています。詳細は次のURLから保健局のHPをご確認ください。（<http://dphss.guam.gov/covid-19-dphss-mandatory-quarantine-procedures/>）

変更後の検疫措置の概要（6月1日より有効となります）

3月31日（火）午前0時00分より、グアム島へ空路及び海路で入国するすべての者に対する検疫措置（入国後14日間の行動制限）は現在も実施されていますが、入国者の身分（グアム居住者／非居住者、家族の緊急事態のため入国する者又は重篤な持病がある者等）に分けて、それぞれ検疫（隔離）措置の内容を定めています。

○グアム居住者（Current Guam Resident）

自宅又は賃貸宿泊場所での入国後14日間の自主隔離が許可されます。入国時にグアム居住者であることを示すことが求められます。また、自主隔離中の活動の制限については、グアム保健局HPをご確認ください。

<http://dphss.guam.gov/wp-content/uploads/2020/05/CURRENT-GUAM-RESIDENT.pdf>

○グアム非居住者（観光客等）

原則、グアム政府指定施設（上記5. 参照）での14日間の強制隔離措置の対象となります。入国後、空港から指定施設までは、グアム政府が提供する移動手段にて移動します。隔離中は、医療機関への通院又は、緊急事態を除いて、施設から外に出れません。食事は施設より

3食提供されます。グアム政府指定施設での隔離にかかる滞在費用は個人又は航空会社の負担となります。

★隔離措置の緩和条件

グアム非居住者の者がグアム入国時に**入国日前1週間以内**に実施されたPCR検査で新型コロナウイルスの反応が陰性であったことを証明する文書^(※)を提示した場合は、その者が自身で手配（予約）した、宿泊施設（ホテル）において14日間の自主隔離措置が可能となります。自主隔離中の制限内容については、グアム保健局HP（<http://dphss.guam.gov/wp-content/uploads/2020/05/NON-RESIDENT-OF-GUAM-1.pdf>）をご確認ください。

※新型コロナウイルス（COVID-19）に感染していないことを証明する文書の要件

・検査結果は米国疾病対策センター（CDC）又は、世界保健機関（WHO）が認定する検査施設で行われた結果であること。

★グアム保健局に確認したところ、6月1日現在、日本国内において上記機関に認定された検査機関は承知していないとの回答がありました。従いまして、日本国内で受けたPCR検査の結果が記された文書をグアム入国時に提示しても、適正な文書として認められないことが見込まれます。文書の適否の最終判断は、グアム空港の検疫官が行うとのことですので、入国日前1週間以内に実施されたPCR検査の結果が記された文書をお持ちの方は説明資料として提示の上、文書の適否については検疫官の判断を仰いでください。

○家族の緊急事態のため入国する者、重篤な持病がある者

入国時に検疫官に対する家族が緊急事態である理由や状況、重篤な持病に関する説明と併せて、それらを疎明する証拠資料を提供します。その後、一旦空港から政府指定施設に移動し、隔離措置となりますが、グアム保健局が事情及び政府指定施設での隔離措置が不適切と認めた場合は、自宅又は賃貸宿泊場所での14日間の自主隔離が許可されます。

詳細は、以下URLからグアム保健局HPをご確認ください。

（<http://dphss.guam.gov/wp-content/uploads/2020/05/EMERGENCY-AND-HARDSHIP.pdf>）

入国後の検疫措置の最終判断は、グアム空港において検疫官が行いますので、検疫官の指示に従っていただきますようお願い致します。また、検疫措置の詳細や個別案件の判断については、事前に必ずグアム保健局にお問い合わせください。

グアム政府保健局による隔離措置に関する方針とお問合せは下記、ホームページをご確認ください。（<http://dphss.guam.gov/covid-19-dphss-mandatory-quarantine-procedures/>）

○乗り継ぎのためにグアム空港を利用される方の場合

□グアム空港での乗り継ぎに要する時間が10時間以内の場合は、新型コロナウイルスの感染の疑いがある症状がないことを条件に空港施設内に留まって待機することができます。

□グアム空港での乗り継ぎに要する時間が10時間以上の場合は、乗り継ぎ便の搭乗手続きを行うまでの間、グアム政府指定の隔離施設（ホテル）にて待機（強制検疫の対象）となります。

す。

なお、移動手段については、往復ともグアム政府により提供されます。

乗り継ぎの搭乗者に対する強制隔離措置については、上記のとおり対象基準がグアム政府により示されましたが、最終的な決定（判断）はグアム空港での検疫官の指示に従って頂きますようお願いいたします。

グアム保健局作成の入国後の検疫措置に関する「ガイダンスメモ 2020-11」の原文は以下のURLからご確認頂けます。

<http://dphss.guam.gov/wp-content/uploads/2020/05/DPHSS-GUIDANCE-MEMO-2020-11-05-29-20c.pdf>

9. グアムを含む米国入国制限措置について

現在実施されている米国への入国制限措置については、以下のとおりです。

- (1) 米国到着日から遡って14日間以内にブラジルへの渡航歴がある外国人の入国拒否（米国籍者、永住者及びその家族を除く。その他の制限適用除外者については下記米国連邦政府ホームページをご参照ください。）。

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-certain-additional-persons-pose-risk-transmitting-novel-coronavirus/>

- (2) 米国到着日から遡って14日間以内に英国又はアイルランド共和国での渡航歴がある外国人（注）の入国拒否。（注：永住者、米国籍者の配偶者及び子は除く。その他の制限適用除外者については下記米国連邦政府ホームページをご参照ください。）

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-certain-additional-persons-pose-risk-transmitting-coronavirus-2/>

- (3) 米国到着日から遡って14日間以内に中国（香港及びマカオ除く）での滞在歴がある外国人（注1）の入国拒否。（注1：永住者、米国籍者の家族は除く。その他の制限適用除外者については「別添1」をご参照ください。）

- (4) 米国到着日から遡って14日間以内にイラン・イスラム共和国（イラン）での渡航歴がある外国人（注2）の入国拒否。（注2：永住者、米国籍者の家族は除く。その他の制限適用除外者については下記米国連邦政府ホームページをご参照ください。）

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-certain-additional-persons-pose-risk-transmitting-coronavirus/>

- (5) 米国到着日から遡って14日間以内にシェンゲン協定が適用されるヨーロッパの26の国での渡航歴がある外国人（注）の入国拒否。（注：永住者、米国籍者の配偶者及び子は除く。その他の制限適用除外者については下記米国連邦政府ホームページをご参照ください。）

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-certain-additional-persons-pose-risk-transmitting-2019-novel-coronavirus/>

※シェンゲン協定が適用されるヨーロッパの 26 の国

オーストリア、ベルギー、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス

(6) 米国到着日から遡って 14 日間以内に湖北省に滞在歴のある米国籍者及びその家族、又は永住者は、最大 14 日間の強制（隔離）検疫措置。

(7) 米国到着日から遡って 14 日間以内に湖北省以外の中国本土（香港及びマカオ除く）に滞在歴のある米国籍者とその家族及び永住者は、入国時のスクリーニング後、最大 14 日間の自主経過観察措置。

※現有されている米国ビザの種類に関わらず、定められた制限適用除外者又は（6）、（7）以外の方は「外国人」に該当します。特に中・長期ビザでグアムに滞在されている在留邦人の方については、入国制限措置内容に変更があった場合に備え、引き続き米国出入国関連情報の入手に努めてください。

10. 米国連邦政府による入国後の行動制限措置について（※グアムについては上記 8 が適用）

3 月 21 日、米国疾病予防管理センター（CDC）は、日本を含む 5 カ国について、新型コロナウイルスに関する旅行健康情報をこれまでのレベル 2（強化注意レベル）からレベル 3（不要な渡航延期勧告）に引き上げました。これに伴い、日本から米国への入国者は、入国後 14 日間は自宅等で待機の上、健康状態を観察し、周囲の者との距離を置くことが求められます。

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限に関する情報は外務省海外安全ホームページにてご確認ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

11. 感染防止対策の励行

感染拡大を止めるには、一人一人の責任ある行動が重要です。不要な外出を控え、自宅に留まることや、他者とのソーシャルディスタンス（社会的距離 2～3 メートル）を確保することに加え、以下のような毎日の予防措置を心がけましょう。

- ・石けんを使用して手洗いを 20 秒以上行う
- ・不衛生な手で口や目に触れないこと
- ・疑わしき病状のある人に不用意に近づかないこと
- ・咳をする際は、ティッシュ又は自身の衣服の袖で口と鼻を覆うこと
- ・使用したティッシュはゴミ箱に捨てること
- ・頻繁に手が触れる物体や物の表面は消毒をして清潔にすること
- ・体調が悪い場合は、学校や職場には行かず、病院受診後は、不要な外出は避けること

1 2. 新型コロナウイルスの感染が疑われる症状が出た場合

新型コロナウイルスに感染した場合の兆候と初期の症状は（１）発熱，（２）咳，（３）息切れです。こうした症状を自覚した場合，自己診断はせずに，医師による適切な診断を受けてください。なお，医療機関に行く際は，必ず事前に電話で最近の生活行動や海外への渡航の有無，症状について伝え，その後の行動は医療機関の指示に従うようにしてください。旅行者の方は滞在しているホテルに症状や状況を伝えた上で，ホテル関係者の指示に従ってください。

感染拡大防止の観点から，事前連絡をせずに病院を訪れたり，症状を抱えたまま行動を続けることはやめましょう。

※グアムの法律では，新型コロナウイルス感染拡大のような公衆衛生上の緊急事態時においては，感染拡大防止の観点からグアム政府の公衆衛生当局（保健局等）や，その指示を受けている医療従事者に対して検査，治療，隔離に関する権限を付与し，個人はその措置や決定事項に従うことが定められています。

根拠法令の出典：<http://www.guamcourts.org/CompilerofLaws/GCA/10gca/10GC019.PDF>

1 3. 新型コロナウイルスに関するその他の情報源

- ・ 外務省海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>
- ・ 厚生労働省（日本語）
<https://www.mhlw.go.jp/index.html>
- ・ 国立感染症研究所（日本語）
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>
- ・ グアム政府観光局（日本語ページ）
<https://www.visitguam.jp/articles/>
- ・ 米国疾病管理予防センターのホームページ（英語）
<https://www.cdc.gov/>
- ・ グアム保健省ホームページ（英語）
<http://dphss.guam.gov/>
<http://dphss.guam.gov/covid-19/>
- ・ グアム保健局新型コロナウイルス情報ホットライン（英語）月曜～金曜の８時～１７時
電話：６７１－６３５－７４４７
- ・ グアム保健局医療相談ホットライン（英語）
午前６時から午後１０時まで
電話：６７１－４８０－７８５９
電話：６７１－４８０－６７６０／３
電話：６７１－４８０－７８５３
- ・ グアム政府新型コロナウイルス総合インフォメーション（英語）
電話：３１１
- ・ グアム労働局
<https://dol.guam.gov/>

「2019 年新型コロナウイルス感染のリスクをもたらす移民及び非移民の入国停止に関する布告」

仮訳（規定部分抜粋）

2020 年 1 月 31 日

1 条 入国停止及び制限

米国への入国または入国企図の 14 日前までの間に中華人民共和国（香港及びマカオ特別行政区を除く）に物理的に滞在していた全ての外国人（移民、非移民）による米国への入国は、本布告 2 条の条件の下、ここに停止・制限する。

2 条 入国制限及び制限の範囲

（a）本布告 1 条は以下には適用されない。

- I. 米国の合法的永住者
- II. 米国市民または合法的永住者の配偶者である外国人
- III. 未婚かつ 21 歳未満の米国市民または合法的永住者の親または法定後見人である外国人
- IV. いずれもが未婚かつ 21 歳未満である米国市民または合法的永住者の兄弟である外国人
- V. 米国市民または合法的永住者の子、養子または被後見人である外国人、または、IR-4 または IH-4 ビザをもって米国に入国しようとする養子候補者である外国人
- VI. ウイルスの封じ込めまたは軽減に関連する目的のため米国政府の招待により渡航する全ての外国人
- VII. 移民国籍法 101 条 (a) (15) (C) または (D) に基づく非移民で、乗組員、その他航空機乗務員または船舶乗組員として米国へ渡航する全ての外国人
- VIII. A-1, A-2, C-2, C-3 ビザ（外国政府職員または職員の近親）、G-1, G-2, G-3, G-4, NATO-1 から NATO-4 または NATO-6 ビザをもって米国に入国または米国を通過しようとする全ての外国人
- IX. 疾病管理予防センター所長または同所長が指定する者が、入国によってウイルスの流入、感染、まん延の重大なリスクをもたらすことはないとは判断する全ての外国人
- X. 司法長官または同長官が指名する者の推薦に基づき、国務長官、国土安全保障長官または両長官がそれぞれ指名する者が、その入国が重要な米国法執行の目的を促進すると判断する全ての外国人
- XI. 国務長官、国土安全保障長官または両長官がそれぞれ指名する者が、入国が国益にかなうと判断する全ての外国人

（b）本布告のいかなる内容も、米国法令・規則に矛盾しない範囲で、個人の難民の資格、退去強制保留の資格、拷問等禁止条約の施行法のもとに発行される規則に基づく保護の資格に影響を与えるものではない。

3 条 実施及び施行

（a）国務長官は、国務長官が国土安全保障長官と協議して定める手続きに従って査証に適用することによりこの布告を実施する。国土安全保障長官は、国務長官と協議して定める手続きに従って外国人の入国に適用することによりこの布告を実施する。

(b) 関連の法律に従い、国務長官、運輸長官及び国土安全保障長官は、この布告の対象となるいかなる外国人も米国に向かう航空機に搭乗しないよう確保する。

(c) 国土安全保障長官は、米国の海港及び入国港間でこの布告の適用と実施を確保するための基準と手順を確立する。

(d) 詐欺、重要な事実の故意の不実表示、または不法入国によりこの布告の適用を回避する外国人は、国土安全保障省による優先的退去強制対象となる。

4 条 秩序ある医学的スクリーニング及び検疫

国土安全保障長官は、秩序ある医学的スクリーニング及び適当な場合にはウイルスに暴露した可能性がある米国入国者の検疫を容易にすることを目的に、個人及び航空機の米国への渡航を規制するために必要かつ適切な全ての措置を講じる。この措置は、航空会社に対して、米国に向かう航空機へのかかる乗客の搭乗を制限及び規制するよう指示することを含む。

5 条 終了

この布告は、大統領によって終了されるまで有効である。保健福祉長官は、状況に応じて、この命令の日付から 15 日以内に及びその後 15 日ごとに、大統領がこの布告を継続、修正、または終了することを勧告する。

6 条 発効日

この布告は、2020 年 2 月 2 日東部標準時間午後 5 時に発効する。

(以下省略)

原文：米国連邦政府ホームページ

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-persons-pose-risk-transmitting-2019-novel-coronavirus/>